

# 改正「東京都安全安心まちづくり条例」 こんなところが変わりました!!

☆☆☆改正のポイント☆☆☆

9月1日施行

## 安全安心まちづくりの体制が強化されました。

- 都は、区市町村、都民、事業者等と連携して、高齢者、女性、児童等の安全安心に向けた取組を強化することになりました
- 都は、区市町村、学校、家庭、地域と連携して、児童等のルールやマナーに対する意識を高める取組に努めることになりました



## 通学路等における児童等の安全を確保するための取組が強化されました。

- 警察、学校、通学路等の管理者、PTA、地域住民等は、連携して通学路等の安全対策に取り組むことになりました
- 「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」が策定されました（裏面を参照してください）



## 危険薬物の濫用及び特殊詐欺の根絶に向けた取組が強化されました。

- 『危険薬物の販売等』や『特殊詐欺』に関する情報を知った場合の警察への通報等が都民等の責務となりました
- 都内の建物を危険薬物の販売等や特殊詐欺の犯行に使用することが禁止され、また、使用された場合に契約の解除や建物の明渡しが円滑に進むように、契約の際に特約を定めるなど、建物の貸付けにおける措置が定められました

よろしく  
お願いします



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
けいしちょう

警視庁ホームページアドレス  
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

# 「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」 が新しく策定されました。

## 1 通学路等における環境整備



### (1) 安全な通学路の設定基準

- ・ 車両の交通量が少ないこと、横断箇所  
横断歩道や信号機等が整備されていること

### (2) 通学路等において関係者が進めるべき環境整備

- ・ 歩車道の分離、見通しの確保、防犯設備の設置

### (3) 警察署長への意見聴取

- ・ 通学路の設定・変更にあたり、学校等の管理者は  
警察署長へ意見を聴く
- ・ 警察署長は、犯罪及び交通事故防止の観点から  
留意すべき箇所や実施すべき改善方を回答

### (4) 通学路等に対する安全点検

- ・ 関係者による推進体制を構築し、通学路等に対する  
安全点検を継続的に実施



### (5) 通学路等における犯罪発生情報等の共有

- ・ 通学路等における犯罪発生情報等など児童等の安全確保  
に関する情報の共有化を推進

### (6) 相互連携による安全対策

- ・ P T A・自治会等の関係団体と連携した登下校時の  
見守り活動など児童等の安全確保のための諸活動の推進



## 2 安全教育の充実

- ・ 「子供110番の家」の周知や駆込み訓練の実施
- ・ 登下校時のあいさつ運動、交通安全に関する教育の実施

### 「メールけいしちょう」を活用してください

- 「メールけいしちょう」とは、各地域で発生した  
「犯罪発生情報」や犯罪を防ぐために必要な「防  
犯情報」等をメールでお知らせします。

#### ○バーコードから登録

読み取ったアドレスに接続して、空メールを  
送信し、返信された登録フォームから登録でき  
ます。

#### ○バーコードが読めない場合は

下記のメールアドレスに空  
メールを送信し、返信された  
登録フォームから登録するこ  
とができます。



touroku@info.keishicho.metro.tokyo.jp

### みんなで覚えよう！「いかのおすし」

- 知らない人にはついていかない
- 知らない人の車にはのらない
- 「助けて！」とおおごえをだす
- 連れて行かれそうになったら、すぐに逃げる
- まわりの人にすぐしらせる



地域全体で  
子供を守りましょう